

献血のご協力をお願いします

日時（受付時間）

10月12日（木）

10時30分～12時00分・①

13時30分～16時00分・②

場所

①・下田警察署

②・下田総合庁舎

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥） ☎22216

自分の体力を確認しませんか？



日時 10月2日（月）

18時30分～約2時間

場所 下田小学校体育館

実施種目

【20歳から64歳までの方】

握力、上体起こし、長座体前

屈、反復横跳び、立ち幅跳び、

20mシャトルラン

【65歳から79歳までの方】

握力、上体起こし、長座体前

屈、開眼片足立ち、10m障害

物歩行、6分間歩行

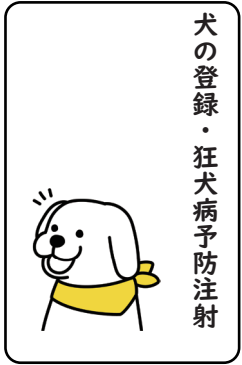
申込締切 9月22日（金）

申込・問合せ先

生涯学習課社会教育係

☎5055

犬の登録・狂犬病予防注射



狂犬病予防法により、生涯

1回の犬の登録と毎年1回の

狂犬病予防注射が義務づけら

れています。

犬の登録

犬の所有者は犬を取得した

日（生後90日を経過した日）

から30日以内に、犬を飼う場

所の自治体に登録を申請して

ください。

登録申請の窓口

・環境対策課

・市内、近隣町の動物病院

※登録できない病院もあり

ますので、「下田市の登録が

できるか」をご確認ください。

登録手数料 3000円/頭

※登録の際にお渡しする鑑

札は、必ず犬の首輪等に

装着してください。これ

は犬の迷子札としての役

目も果たします。

登録事項の変更

犬が亡くなったときや、飼

い主の変更等が生じたとき

は、環境対策課までご連絡く

ださい。

市内での転居や市外から転入された方は、現在交付されている鑑札と注射済票、愛犬手帳を持って、環境対策課へ届け出てください。市外へ引っ越される方は、転出先の市町村で届け出をしてください。

狂犬病予防注射

犬を飼っている方は、毎年

1回、その犬に狂犬病予防注

射を受けさせることが法律で

定められていますので、必ず

実施してください。予防注射

実施後は、狂犬病予防注射済

票（骨型のマーク）の交付を

受けてください。

注射済票交付手数料

550円/頭

市内の動物病院と、近隣町

の獣医師会加入病院の一部で

は、予防注射を受けた場合「注

射済票」の同時交付を行って

います。

同時交付ができない（注射

済票が交付されない）病院で

接種した場合は、市役所に注

射済証明書を持参の上、注射

済票の交付を受けてください。

注射済票の交付を受けないと

手続の完了となりません。

鑑札・注射済票再交付

鑑札又は注射済票を破

損・紛失してしまった場合

は、再交付の申請をしてください。鑑札再交付手数料は、1600円、注射済票再交付手数料は、340円です。※これらすべての手続きは、環境対策課でできます。

問合せ先

環境対策課

☎22213

野焼きは禁止されています！



地面に穴を掘ったり、ブ

ロック積みやドラム缶などを

用いて、家庭や事業所から出

るごみを屋外で焼却する行

為、いわゆる野焼きは廃棄物

の処理及び清掃に関する法律

や静岡県生活環境の保全等に

関する条例により、一部を除

いて禁止されています。

野焼きは何故いけないの？

野焼きをすると黒煙や悪臭

を発生させ、「煙や臭いが入っ

てくるので窓が開けられな

い」、「洗濯物に臭いがついて

しまつて、やり直さなければ

ならない」、「布団が干せない」

など近隣の方々の生活環境に

大きな迷惑をかけることにな

ります。また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシン類を発生させることもありま

す。さらに、付近の枯れ草や

建物などへの延焼の危険性も

あり、火災の原因のひとつに

もなっています。

周囲にこういった生活環境

上の悪影響を与えるため、一

部の例外を除き、野焼きは禁

止されています。

一部の例外とは？

・国又は地方公共団体が施設

管理を行うために必要な焼却

・災害予防、災害応急対策、

復旧のために必要な焼却

（防災訓練など）

・風俗慣習上又は宗教上の行

事を行うために必要な焼却

（どんど焼きなど）

・農林業者が作業に伴って行

うやむを得ないものとして

行う焼却

・焚き火など、軽微な焼却

なお、これらの焼却でも近隣

の方々には迷惑となっていると

判断されるときは、焼却をや